

納税通知書

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税通知書は1年に1回、第1期の納付月にお届けしています。なお、軽自動車税（種別割）の納税通知書は毎年5月10日頃までに発送することとしており、納期限は5月末となっています。



※市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納付書は納期別に1枚ずつとなっておりますので、ご納付の際は納付書に記載されている期別と納期限を確認のうえ、お間違えのないようご使用ください。

※納付書は機械で処理しますので、折りまげたり、汚したりしないよう大切に
お取扱ってください。

※納税通知書の宛名は住民票などをもとに作成していますが、異動や、ご住所、お名前などの誤りがあった場合は、お手数ですが納税通知書の発送担当課にお知らせください。

市税の納付は便利で確実な口座振替（自動払込）で！

この制度は、金融機関の預・貯金口座から各納期限日に自動的に振替を行い納税するものです。

納め忘れの心配がなく、納付に出かける手間が省けます。

◆こんな悩みも口座振替（自動払込）にすれば解決です。

(1) ご利用できる税目

- ① 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- ② 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ③ 固定資産税（償却資産）
- ④ 軽自動車税（種別割）
- ⑤ 国民健康保険税



仕事が
忙しくて
ついつい…



納付書を
どこへやった
かしら？



納めに
いくのも
めんどうだな…

(2) ご利用できる金融機関等

- ・銀行
大分銀行・豊和銀行・みずほ銀行
三井住友銀行・伊予銀行
福岡銀行・肥後銀行・宮崎銀行
西日本シティ銀行・北九州銀行
愛媛銀行
- ・信用金庫
大分信用金庫・大分みらい信用金庫

- ・その他の金融機関等
大分県信用組合・九州労働金庫
大分県農業協同組合
大分県信用農業協同組合連合会
大分県漁業協同組合
ゆうちょ銀行

(3) お申込み手続

① 通帳届出印による申込み

口座振替を希望する金融機関、市役所納税課、国保年金課、各支所・連絡所窓口にてお申込みください。また、ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行・郵便局窓口にてお申込み下さい。

お申込みには、通帳、通帳届出印、納税通知書が必要です。

② キャッシュカードによる申込み（国民健康保険税のみ可能）

（大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、ゆうちょ銀行、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会の口座に限る）

国保年金課、各支所の窓口では、通帳届出印の代わりに、キャッシュカードでお申込みを行う、ペイジー口座振替受付サービスも利用できます。

暗証番号のわかるキャッシュカード、本人確認のできるもの（運転免許証等）、納税通知書をお持ちになって、窓口へお越しください。

※金融機関の窓口ではお申込みできません。

※お持ちのキャッシュカードの種類によっては、取扱いできない場合があります。

納期限と納める場所

● 令和6年度 市税の税目別納期限一覧表

納 期 税 目	令和 6 年										令和 7 年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市民税・県民税 森林環境税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期			4回	
固定資産税(償却資産を含む)	1期			2期		3期			4期				4回	
軽自動車税(種別割)		全期											1回	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10回	
納 期 限	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28	3/31		

● 令和6年度 その他市税の納期限など

税 目	納 期 限	納税義務者
市民税・県民税 森林環境税 (特別徴収)	給 与 翌月の10日まで(6月から翌年の5月まで) 退職所得 退職金等を支払った月の翌月の10日まで 公的年金等 年金支払い月の翌月の10日まで	特別徴収義務者(事業所など) 年金支払者(日本年金機構など)
法人市民税	確定申告 事業年度終了の日の翌日から2カ月以内 中間申告 事業年度開始日以後6カ月を経過した日から2カ月以内 (予定)	大分市内に事務所や事業所等がある法人
市たばこ税	翌月の末日まで	製造たばこの製造者・卸売販売業者など
入 湯 税	翌月の15日まで	入湯客(鉱泉浴場の経営者などが入湯客から徴収)
事業所税	法人 事業年度終了の日から2カ月以内 個人 事業を行った年の翌年の3月15日まで	事務所の床面積1,000㎡超または従業員数100人超の事業者
国民健康保険税 (特別徴収)	年金支払い月の翌月の10日まで	年金支払者(日本年金機構など)

※納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

● 市税を納める場所

具体的には次のとおりです。(令和6年4月1日現在)

銀 行	大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行
信 用 金 庫	大分信用金庫、大分みらい信用金庫
そ の 他	大分県信用組合、九州労働金庫、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合
ゆうちょ銀行 (郵便局)	一部納付書については、沖縄県及び九州外では、郵便振替の納付書が必要です
コンビニエンスストア (大分市に代わり 代理受領しています)	〈全税目〉 セブン-イレブン、ローソン、ローソンスストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家 (国民健康保険税のみ以下のコンビニエンスストアでも納めることができます。) セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店
市役所(支所等)	納税課 国保年金課(国民健康保険税) 東部資産税事務所(鶴崎市民行政センター内) 西部資産税事務所(穂田市民行政センター内) 大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所 本神崎、一尺屋、今市の各連絡所

※1. 次の場合はコンビニエンスストアで納付のお取り扱いができません。

- ・金額が30万円を超える納付書
 - ・バーコードが印刷されていない納付書
 - ・バーコードの読取ができない納付書
 - ・納付書に記載されている納期限を過ぎた納付書
2. 支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納付をお願いしております。
 3. QRコードが印字されている納付書は、全国の地方統一QRコード対応の金融機関でもご利用できます。利用可能な金融機関については、「地方税お支払サイト」のよくあるご質問をご確認ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

クレジットカード・ペイジーで市税の納付ができます

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ■ 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税（種別割）

1 インターネットを利用したクレジットカード納付

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字されたQRコードを読み取るか、納付書番号を入力することで、納付ができます。

【システム利用料一覧】

納付額	システム利用料
1円～10,000円	37円（税込 40円）
10,001円～20,000円	112円（税込123円）
20,001円～30,000円	187円（税込205円）
30,001円～40,000円	262円（税込288円）
※以降、納付金額が10,000円ごとにシステム利用料が75円（消費税別）加算されます。	

【利用可能なカードブランド】



【注意事項】

- ・ 納付金額に応じて一定の手数料負担があります。
- ・ 合計額が1,000万円以上の場合にご利用できません。
- ・ 令和5年4月から「大分市税納付サイト」でのクレジットカード納付はご利用できません。

2 Pay-easy（ペイジー）納付

ペイジーに対応している、ATM（現金自動預払機）・インターネットバンキング・モバイルバンキングを利用して納付することができます。

ペイジー対応の金融機関については、大分市ホームページをご確認ください。

【注意事項】

- ・ 払込手数料は無料です。
- ・ インターネットバンキング・モバイルバンキングをご利用の場合は、事前に金融機関への申込みが必要です。
- ・ 「地方税お支払サイト」にアクセスし、QRコードを読み取るか、納付書番号を入力して納付することもできます。対応の金融機関や納付方法の詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

スマートフォンアプリで市税の納付ができます

納付書に印字されたバーコードやQRコードを利用して、スマートフォンアプリで納付ができます。

24時間365日自宅などでいつでも簡単に納付ができます。

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ■ 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税（種別割） ■ 国民健康保険税

〈ご利用できるアプリケーション〉

バーコード（全税目）：「PayPay」「PayB」「LINE Pay」「ゆうちょPay」
QRコード（国民健康保険税以外）：「地方税お支払サイト」のよくあるご質問
をご確認ください。

【注意事項】

- ・バーコードを利用した決済の場合の納付可能額は、納付書1枚につき30万円までです。
- ・QRコードを利用した決済の場合、アプリのシステム利用料や決済手段、上限金額はペイアプリ等により異なりますので、各アプリのホームページにてご確認ください。
- ・アプリのインストールや決済時のデータ通信量は発生します。

【共通の注意事項（クレジットカード・ペイジー・スマートフォンアプリ）】

- ・納期限が過ぎている納付書はご利用できません。
- ・納期（納付書）ごとにお手続きが必要です。口座振替のように、一度のお手続きで以後の納期分が振り替えられるものではありません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・QRコードを用いたクレジットカード、ペイジー及びスマートフォンアプリで納付された場合、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は、「車検に必要な対象車（二輪の小型自動車）」のみ、納付後最長で1カ月半後に郵送いたします。お急ぎの場合は、市役所・支所・連絡所、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、納付書付属の証明書をご利用ください。
- ・市役所・支所・連絡所、金融機関の窓口、コンビニエンスストアでは利用できません。
- ・納付方法についての詳しい説明は大分市ホームページをご確認ください。

自主納税と滞納処分

市税は納期限内に納めましょう。

1 自主納税

市税は定められた納期限内に納税者が自主的に納めるものです。大分市は納税本来の姿である納税者の皆さんの自主納付を推進しています。

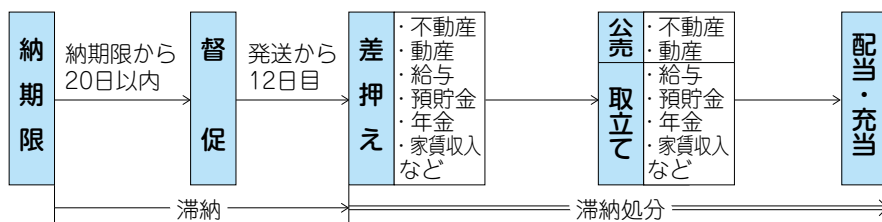
2 市税の滞納

滞納とは、納期限までに納付をしないことをいいます。滞納が確認された場合は、督促状を送付し早期の納付を促しています。

また、督促手数料や延滞金も納付する必要があります。

3 滞納処分

督促状が送付されてからもなお市税を滞納したままですと、納期限までに納められた方との公平性や大切な市税収入の確保のために、法に基づき財産（不動産、給与・預金などの債権、自動車や家電等の動産など）を差押え・公売・取立て等の滞納処分を行い、滞納市税に充当しなければなりません。



4 市税を大切に

このように、市税を滞納されますと、差押えなど滞納している方にとって不利益となることはもちろん、滞納整理を行うためにかかる多大な費用を貴重な税金から支出することになります。

市税を市政運営に有効に使うため、納税は納期限内にお願いします。

納税の猶予・市税の減免

納税者が、火災、風水害などの災害や盗難の被害にあったり、生活扶助を受けるなどの特別な事情が生じた場合は、その事情に応じて納税の猶予や市税を減額または免除する制度があります。

1 納税の猶予

一定の事由に該当する場合、申請が必要となりますので、詳しくは、納税課、又は国保年金課までお問い合わせください。

2 市税の減免

納税者が次の要件に該当する場合は、税額が減額または免除されることがあります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

減額または免除を受けようとする場合は、原則として、その税の納期限（固定資産税、都市計画税は納期限前7日）までに各担当課に申請書を提出してください。

税 の 種 類	主 な 要 件	お問い合わせ先
市民税・県民税 森林環境税	・生活保護法の規定による保護を受ける人 ・失業、疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など	市 民 税 課
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける人が 所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使 用するものを除く） ・災害又は天候不順等により著しく価値を減じた固定資産	資 産 税 課
軽 自 動 車 税 （種別割）	・障がい者またはその家族が所有する車などで、障が い者自身が使用する場合またはその家族がその障が い者のために使用する場合など	税 制 課
特別土地保有税 ※注 15年4月1日以降 停止	・災害を受けた場合など	資 産 税 課
事 業 所 税	・災害を受けた場合など	税 制 課
国民健康保険税	・疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など	国 保 年 金 課

審査請求

市税の賦課決定や差押えなどの処分について不服があるときは、納税者は市長に対して文書により審査請求をすることができます。

主な処分の審査請求期間は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間
市 税 の 賦 課 決 定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
督 促	督促があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内と差押えに係る決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3カ月を経過した日とのうちどちらか早い日
差 押	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内 なお、不動産等の差押えの場合は、その公売期日とのうちどちらか早い日

※固定資産の評価に対する審査の申出については、42ページをご覧ください。

処分の取消訴訟

処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経た後において、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（大分市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ずに提起することができますが、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

※固定資産の価格（評価額）については、固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（大分市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）提起できることとされています。